国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度) 様式

作成日 2025/9/30

最終更新日 2025/9/30

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		令和7年9月30日
国立大学法人名		国立大学法人信州大学
法人の長の氏名		中村 宗一郎
問い合わせ先		総務部ガバナンス推進課 governance@gm. shinshu-u. ac. jp
URL		https://www.shinshu-u.ac.jp/

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		《確認方法》 令和7年度における国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について、第628回役員会(令和7年7月2日開催)において原案承認後、経営協議会委員に提示し、書面による意見聴取を行った。その後、いただいた意見に対する本学の対応を第119回経営協議会(令和7年9月26日開催)において説明するとともに、審議了承を得た。
		《経営協議会からの意見等》 補充原則 1-2①(機動的かつ戦略的な法人の目標・戦略の設定及び各施策を実行に移すための体制構築)
		【意見①】 事務組織における経営企画部の発展的解消と学長府の立ち上げは、業務内容がより明確になっていると思います。情報集約や調整、差配、企画立案などで、党長をはじめとする執行部のサポート強化を期待しています。 【本学の対応①】 学長府へご期待をお寄せいただき、誠にありがとうございます。学長府の設置以降、学長のリーダーシップの下、先鋭領域融合研究群の改組、サステナブルを会協創学環の設置等の種々の改革に取り組んでおり、執行部のサポート強化を進めて参ります。
		補充原則 1-3③(教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点での多様な人材を確保するための人事方針の策定)
		【意見②】 「一般事業主行動計画を作成し、「採用 <u>した</u> 常勤教員に占める女性教員の割合を22%以上にする」(中略)と定め、ポジティブアクションを実施している。」とし、数行下段に、「R6年度実績:採用 <u>した</u> 常勤教員に占める女性教員の割合16.3%」とありますが、これは下線を付した表現から字義通り解釈しますと、ストックではなく当該年度に採用したフローの数字だと思われます。このため前年度からの数字が22.5%から16.3%に急落しています。しかし、この女性教員の割合はフローではなくストックでとらえられるべきであり、この点について一般事業主行動計画の文言に立ち返って修正が必要だと考えます。
		【本学の対応②】 いただきましたご意見を踏まえまして、令和6年度実績ではなく、一般事業主 行動計画の対象期間である令和4年度~令和6年度(3年間)の実績に修正いたしました。
		(参考) 令和4年度 17.0%(常勤教員採用数88名,うち女性15名) 令和5年度 22.5%(常勤教員採用数111名,うち女性25名) 令和6年度 16.3%(常勤教員採用数92名,うち女性15名) 令和4年度~令和6年度 18.9%(常勤教員採用数291名,うち女性55名)

<u>補充原則 1-3⑤(財務計画に基づいた産業界や寄付者からの資金・寄付金獲</u> 得及び資産の有効活用)

【意見③】

ネーミングライツ事業は収益を上げることが重要であるが、本事業を通して学生の地元企業の認知度を上げ、地元企業への就職率向上に結びつけることが大切だと 思います。

【本学の対応③】

ご意見をいただきましたとおり、本事業は、本学の教育・研究の質をさらに高めるとともに、地域社会との連携強化を目的とした戦略的なパートナーシップの一環であり、契約企業の認知度向上・就職率向上に資するものと位置付けております。

原則3-1-1(経営協議会における審議の充実)

【意見④】

「会議形式をWebによるオンライン開催を基本とし」とありますが、この点には異論があります。即ち、重要な会議では『出席者の利便性が大事か、議題の内容・論議の盛り上がりが大事か』という、重要度の問題です。私は大事な論議こそ、リアルでお互いに顔を見て、その場の雰囲気を感じ取りながら論議することの方が大事だと思っていますので、Webを基本にすることには反対です。会議の雰囲気が伝わらず、誰かの意見にヒントを得て、新たな提案につながるといった活発でクリエイティブな論議はなくなり、消化仕事になる気がしますが、如何でしょうか。

【本学の対応④】

令和7年度から原則として対面にて開催することとしつつ、委員の出席率の向上による審議の活性化を図るため、ハイブリッド形式(対面・オンラインの併用)にて実施していております。このため、対応状況の説明を修正いたしました。

補充原則3-1-1①(経営協議会における審議の充実)

【意見⑤】

テーマ別にフリーディスカッションが行われており、大変良いことと思っています。ただ、あまりにも時間が少ないです。記載されている審議事項には、学内の皆さんだけで検討いただければ済むようなこともあるように感じており、もう少し項目を厳選し、論議の時間を増やしていただくよう希望します。

【本学の対応⑤】

フリーディスカッションにおける活発な議論の時間を確保できるよう検討して まいります。

その他

信州大学の「国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書案」は、「国立大学法人ガバナンス・コード全原則」に対してすべて適合しております。また、令和6年度の状況を基に令和7年度の状況を適切に説明しております。したがって、本報告書案は、国立大学法人ガバナンス・コードの実施が目的としている「教育・研究・社会貢献機能を最大限発揮するための経営機能を高め、自ら強靭なガバナンス体制を構築すること」を十分果たしていると判断されます。

≪確認方法≫

令和7年度における国立大学法人ガバナンス・コードにかかる本学の適合状況等について、第628回役員会(令和7年7月2日開催)において原案承認後、監事に提示し、書面による意見聴取を行った。その後、いただいた意見に対する本学の対応を第119回経営協議会(令和7年9月26日開催)において説明するとともに、審議了承を得た。

≪監事からの意見等≫

補充原則 1-3⑥(2) (総合的な人事方針)

【意見①】

「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」は、作成から8年以上経過しており、現時点・今後の社会的要請への対応等、内容の見直しが必要と考えます。また、本学Webサイトに掲載されている「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」は、「職員人材育成基本方針」と同様に「本文」と「イメージ」を掲載する必要があるのではないかと考えます。

なお、「適正な年齢・職位構成について」は、令和3年3月の作成時では概ね達成できていることが確認できますが、現時点で達成できているかの確認及び毎年度の検証が必要ではないでしょうか。

監事による確認

【本学の対応①】 いただきましたご意見を踏まえまして、国立大学法人信州大学教員人材育成プ ランについては、見直しも含めて検討することといたします。 また、国立大学法人信州大学教員人材育成プランの「本文」を本学Webサイト に掲載することといたします。 適正な年齢・職位構成については、現状の確認を行うとともに、今後は毎年度 検証することといたします。 <u>補充原則 2-1-3①(役員に対する適切な評価と処遇)</u> 【意見②】 「役員の処遇(役員報酬)については、文部科学省国立大学法人評価委員会が 行う業績評価の結果等を勘案し」とあるが、第4期からはこの評価は、毎年は行 われていないことから、修正が必要と考えます。 職務実績、貢献度をある程度定量的・客観的に評価する仕組が必要であり、現 段階においてその検討は不十分と考えます。なお、文部科学省が運営費交付金の 積算で使用している「各国立大学法人等の成果や実績を評価する『成果を中心と する実績状況に基づく配分』」は現時点では客観的指標の一つと考えられます。 【本学の対応②】 本学役員報酬規程第9条第3項において「学長は、文部科学省国立大学法人評価 委員会が行う業績評価の結果等を勘案して,前項の規定による期末特別手当の額 をその100分の10の範囲内で、経営協議会の議に基づき、これを増額又は減額す ることができる。」としております。 当該委員会の評価は毎年行われないものの、4年目、6年目の評価結果について は勘案しております。また、「業績評価の結果等」の「等」には、中期目標・中 期計画の進捗状況、信州大学改革実行プランinGEARにおける成果などの職務実 績, 貢献度が含まれます。 いただきましたご意見を踏まえまして、役員の報酬(期末特別手当)を増減す る場合の評価方法等について検討することといたします。 その他の方法による確認

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☑ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、 原則2-2-1~原則2-2-3(運営方針会議に関する原則)は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- □ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原 則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス	・コードの各原	則に基づく公表内容】
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を 実現するための道筋		・高等教育機関のミッションを踏まえつつ、我が国の目指す未来社会5.0の実現や持続可能な開発目標SDGsの達成等を念頭に置いた、信州大学としてのビジョン・目標及び戦略、具体的な実現方策について、「信州大学長期ビジョンでVISION2030"」及び「信州大学改革実行プランinGEAR 2nd STAGE / 2025-2027」を定し公表している。・信州大学長期ビジョン"VISION2030"は、第 4 期中期 目標期間の先を見据えて、経営協議会学外委員等の多様な関係者の意見を聴きながら、令和元年の信州大学創立70周年を機に作成・公表したものであり、長野県唯一の国立大学法人として、2030年までに信州大学が目指す姿と、取り組むべき課題、実現までのシナリオを下記の6つの重点戦略において示したものである。 1. 教育一信州を学び、未来を拓く 2. 研究-知の創造をつむぐサイエンスプラットフォームの構築 3. 社会連携ー持続可能な進化型社会連携 4. グローバルー信州エクセレンスをグローバルに繋ぐハブへ 5. 大学運営一あらゆる変化に柔軟に対応できる療とし提供する・ビジョン・目標及び戦略を実現するための道筋として、第4期中期目標期間において、信州大学の価値創造と社会的責任を果たすための具体的な行動計画である「信州大学改革実行プランinGEAR 2nd STAGE / 2025-2027」を令和7年2月に策定した。各それを推進することにより、持続可能な社会の構築と信州大学のさらなる発展を目指す。その進捗状況については、年に1回点検を行っている。ルーデジタルパンフレットを掲載して広く一般に公表している。本学公式Webサイトにデジタルパンフレットを掲載して広く一般に公表している。これは「ゲレーター・ユニバーシティ・ビジョン(VGSU)」を策定し、公表しているに創出を目指すものであり、「統合報告書で公表を述えた広域連携による新たな価値創出を目指すものであり、「統合報告書
		2023 において、策定の背景を含め、学長が説明を行っている。 デジタル冊子 信州大学長期ビジョン2030 デジタル冊子 信州大学改革実行プランinGEAR 2nd STAGE / 2025-2027 グレーター・ユニバーシティ・ビジョン (VGSU) デジタル冊子 統合報告書2023 (巻頭特集:信州大学長インタビュー)
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検 証結果及びそれを基に改善 に反映させた結果等		・本学公式Webサイトにおいて、中期目標・中期計画及びその進捗状況を公表するとともに、自己点検・評価等並びに国立大学法人評価及び認証評価に係る報告書等を公表している。また、本学公式Webサイトにおいて、学校教育法第109条に基づく自己点検・評価に係る検証結果、及びそれを基に改善に反映させた結果等として、評価基準に関する「改善を要する事項」及び「対応状況」を公表している。・学長主導のもと、戦略企画会議において「信州大学改革実行プランinGEAR 2nd STAGE / 2025-2027」を作成するとともに、具体的な施策"Method"の進捗状況を年に1回検証している。また、終了時には、自己評価を含めた検証を行い、その結果を次期行動計画に反映させて改善を図る予定である。・同プランの冊子は、作成時に全国のステークホルダーに郵送するとともに、本学公式Webサイトにデジタルパンフレットを掲載して広く一般に公表している。また、過去に取り組んでいたPLAN the N・E・X・T及びその成果報告書についても、同じく本学公式Webサイトに公表している。
		中期目標・中期計画/各評価結果大学機関別認証評価の結果等自己点検評価書及び外部評価報告書PLAN the NEXTの冊子及び成果報告書デジタル冊子 信州大学改革実行プランinGEAR 2nd STAGE / 2025-2027
		役員会については、国立大学法人信州大学役員会規程において、以下の事項について議決するとともに、学長は重要事項を決定しようとするときに、役員会の議を経なければならないと規定し、本学公式Webサイトで公表している。 (1) 中期目標についての意見に関する事項 (2) 文部科学大臣の許可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) その他重要事項 経営協議会については、国立大学法人信州大学経営協議会規程において、本法人の経営に関する次の事項について審議すると規定し、本学公式Webサイトで公表している。 (1) 中期目標についての意見に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの (2) 特別に任意を表現しております。
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係 る各組織等の権限と責任の 体制		(3) 経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (6) その他本法人の経営に関する重要事項 教育研究評議会については、国立大学法人信州大学教育研究評議会規程において、本法人が設置する信州大学(本学)の教育研究に関する次の事項について審議すると規定し、本学公式Webサイトで公表している。 (1) 中期目標についての意見に関する事項(本法人の経営に関するものを除く。) (2) 中期計画に関する事項(本法人の経営に関するものを除く。) (3) 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 本学の教員に係る人事の方針及び人事制度に関する事項 (5) 教育課程の編成に係る方針に関する事項 (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言,指導その他の援助に関する
		事項 (7) 学生の入学,卒業又は課程の修了その他学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項 (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (9) その他本学の教育研究に関する重要事項 国立大学法人信州大学役員会規程 国立大学法人信州大学教育研究評議会規程 国立大学法人信州大学経営協議会規程

補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・ 障がいの有無等の観点での ダイバーシティの確保等を 含めた総合的な人事方針	・教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針として、「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学職員人材育成基本方針」を定め、本学公式Webサイトで公表している。・教員の適正な年齢・職位構成を定め、本学公式Webサイトで公表している。・女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画(信州大学行動計画)において「採用した常勤教員に占める女性教員の割合を22%以上にする」及び「女性教職員の管理職比率を22%以上にする(研究・教育系15%、事務系30%)」と定め、本学公式Webサイトで公表している。・SOGI(性的指向・性自認)の多様性を尊重するための基本理念・基本方針及びガイドラインを策定し、本学公式Webサイトで公表している。・DE&I(ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン)推進宣言を本学公式Webサイトに掲載している。 信州大学教職員人材育成基本方針等適正な年齢・職位構成について国立大学法人信州大学一般事業主行動計画 信州大学におけるSOGI(性的指向・性自認)の多様性を尊重するための基本理念・基本方針信州大学DE&I推進宣言
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な 支出額を勘案し、その支出 を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	・自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額及びその支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画については、予算、収支計画及び資金計画を策定し、「中期目標・中期計画一覧表」として本学公式Webサイトで公表している。 国立大学法人信州大学 第4期中期目標・中期計画 別紙予算、収支計画及び資金計画 (P16~
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の 使用状況等)	P22) ・大学の活動状況、教育研究診療事業に要した経費、実施財源、主な事業内容と成果については、「財務諸表」「事業報告書」「附属明細書」に掲載し、本学公式Webサイトで公表している。 ・財務情報と非財務情報(法人経営・教育・研究・社会連携等)を盛り込んだ「統合報告書」(冊子及びWeb版)を発行している。統合報告書では、大学の全ての経費を本学独自の分析により、教育・研究・診療コストに区分・見える化し、学内のコスト意識の醸成や、ステークホルダーへの説明に活用している。 財務諸表等 統合報告書
補充原則 1 - 4② 法人経営を担いうる人材を 計画的に育成するための方 針	国立大学法人信州大学教員人材育成ブラン」及び「国立大学法人信州大学事務等職員人材育成基本方針」を定め、本学公式Webサイトで公表している。また、各方針の下、法人経営を担う人材を早期の段階から育成するため、以下のような取組を行っている。なお、国立大学法人信州大学教員人材育成がするため、以下のような取組を行っている。なお、国立大学法人信州大学教員人材育成が多さかに、求める教員像として「経営マインドを習得し、大学又は部局レベルにおいて経営力を発揮できる教員」を掲げており、同プランの中に教員人材育成方針を定めている。 1. 副学長には人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適適任者を学長が任命している。これに若手教授を任命し、学長を補佐あるいは補助き会をはけている。 2. 学長は本学の教育研究及び経営活動のうち、戦略的かつ重点的に推進する事らら、付ている。 2. 学長は本学の教育研究及び経営活動のうち、戦略的かつ重点的に推進する事でに任命し、大学経営や教育・研究に係る重要事項に関わる機会を設けているとともに、当教行といる。 3. 本学の理念・目標の実現に向け、経営力・政策企画力・経営マインド及び国際や対担当都署に関する教職長の育成を目的として、学長を補佐以上の教り入び副課を目の教が、技術職員と同な事業が人選を行っている。 3. 本学の理念・目標の実現に向け、経営力・政策企画力・経営するが表技術職員を目がとして、学長の上の、政策企画力・経営を教務、技術職員と目の、発送力・政策企画力・経営でする教験と行っている。 4. 国大協DINS(ユニバーシティ・デザイン・ワークショップでについては、学表を教養用している学長補佐以上の教り及び副課を行っている。 5. 令和5年2月に改正した「国立大学法人信州大学事務務員」は、大学な開員として高画度な印かったで、管理職(府長・部長・事務部長、に事務長)は、大学の目標、計画に沿る、表述とともに、監督人材の育成基本方針、の中で、管理職(府長・部長・事務を表)は、大学本職員として全学の経営判断に通しない部部下の指導、を対している。信州大学教職員人材の育成を本方針等国立大学法人信州大学副学長に関する規程信用大学を長補佐特許管理項

原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長 を補佐するための人材の責 任・権限等	・「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」及び「国立大学法人信州大学事務等職員人材育成基本方針」を定め、各方針の下、以下のような取組を行っている。 1. 理事及び副学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能がある。分ちから、学長が任命する。理事及び副学長は学良を補佐あるいは補助し、命を受けて、各々の職務を担当している。なお、学長は学内外の専門的知識、経験を有する者を適材適所に理事へ選任し、学長をサポートする体制を整備している。 2. 本学の教育研究及び経営活動のうち、戦略的かつ重点的に推進する事項に関する必要な知識、経験等を有する本学の教員を、学長前佐及び学長特別補佐として学長が任命している。学長補佐及び学長特別補佐は、学長の指定する特定事項について、学長を初いる。学長補佐及び学長特別補佐は、学長の指定する特定事項について、学長を有するとともに、当該事項の執行担当部署に対した、当議師を務め、学の部長の育成を目的として、学長が入選した有識者が表別を必要を行う可修を実施している。・中国立大学法人信州大学組織に関する規則に基づき、学長のリーダーシップのもと、各理事、副学長等が担当する職務の具体的な策を推進する規則」及び「国立大学法人信州大学理事、副学長を補佐する規則に基づき、学長のリーダーシップのもと、各理事、副学長等が担当する職務の具体的な策を推進する規則」及び「国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則」において理事、副学長等の権限を示し公表している。・令和6年10月からの新執行部体制において、総括(プロポスト)担当理事を学長に続く職位と位置付けるとともに、令和7年度より、経営企画部を発展的解消し、学長府を設置した。これにより、学長のサポートをこれまで以上に強化する体制を整備した。
	国立大学法人信州大学組織に関する規則 国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則 国立大学法人信州大学理事に関する規程 国立大学法人信州大学副学長に関する規程 信州大学学長補佐等設置要項
補充原則2-2-1① 【運営方針会議を設置する 法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあ たっての考え方や選任理由	(当法人は、運営方針会議を設定していない法人であり、原則2-2-1~原則2-2 -3(運営方針会議に関する原則)は適用されず、当該原則に関連する記載を要してお りません。)
原則2-3-1 役員会の議事録	役員会は、「国立大学法人信州大学役員会規程」に基づき、以下の重要項目について審議・議決する。 (1) 中期目標についての意見(本法人が国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「国大法」という。)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に関する事項 (2) 国大法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4) 信州大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5) その他役員会が定める重要事項 ・役員会においては学長が議長となり、会議を主宰している。 ・役員会の議事要録を、役員会承認後速やかに本学公式Webサイトで公表している。 国立大学法人信州大学役員会規程
原則2-4-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況	②員会議事要録 ・本学の執行部は『世界につながる信州大学』を経営方針として、"DE&Iの推進、覚悟のグローバル化、新学術×新産業の創出で世界から選ばれる信州大学へ"をキャッチフレーズに掲げ、以下のとおりダイバーシティの確保と外部人材の登用により、経営層の厚みを確保している。なお、その登用の状況や経歴は、本学Webサイトにて役員一覧を公表している。 1. 信州大学の役員については、「国立大学法人信州大学組織に関する規則」第4条に則り、学長をはじめとして理事6名(男性5名、女性1名)、監事2名(男性1名、女性1名)の計9名を置いている。 2. 理事の任命においては、「国立大学法人信州大学理事に関する規程」第2条第2項に基づき、理事6名のうち5名は次の観点により外部の人材を登用している。 (1) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者 (2) 大学経営に関して広く高い見識を有し、幅広い視点から本学の経営に参画できる能力を有する者 3. 「国立大学法人信州大学教員人材育成プラン」に基づき、経営マインド・経営能力を育成された教員(女性及び外国籍を含む)を副学長として経営に参画させることにより、性別や国際性の観点によるダイバーシティを確保し、経営層の厚みを確保している。 役員一覧 国立大学法人信州大学組織に関する規則 国立大学法人信州大学理事に関する規程
	<u>国立人子法人信州人子</u> 達事に関する処性 <u>国立大学法人信州大学理事、副学長及び部局長の業務に関する細則</u> 信州大学教職員人材育成基本方針等

	ARMITTAL AND THE STATE OF THE S
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係	・経営協議会の学外委員の選考方針については、H15.12.17開催の評議会において決定し、以下の方針に基づいて選考している。 ①学者・研究者等大学の教育研究に見識をもつ者 ②経営・経済に深い経験と知見を有する者 ③地域を代表する者(経済・行政等)、マスコミ、地方教育行政機関等 ④信州大学に特に愛着心を持ち、その発展を望む者(同窓会関係者等) ⑤一般市民の立場において特に大学法人経営に対して深い関心と識見を有する者 ⑥学長が特別の政策的配慮に基づいて加える者等 ・学外委員がその役割を十分に果たせるよう、適切な議題の設定をはじめ、審議を活性化させるため、事前に審議概要を含めた当日資料を送付する等運営方法を工夫している。 ・経営協議会において審議・報告される事項及びテーマ別フリーディスカッション等を
る選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫	通じて、外部委員の皆様からの本学に対する貴重な意見を大学法人運営に反映している。 (審議事項) 第2条 経営協議会は、本法人の経営に関する次の各号に掲げる事項について審議する。
	(1) 中期目標についての意見(本法人が国立大学法人法(平成15年法律第112号)第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。)に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの(2) 中期計画に関する事項のうち、本法人の経営に関するもの(3) 学則(本法人の経営に関する部分に限る。)、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な
	規則の制定又は改廃に関する事項 (4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項 (6) その他本法人の経営に関する重要事項 国立大学法人信州大学経営協議会規程 経営協議会
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由	・「国立大学法人信州大学学長選考規程」において、学長選考・監察会議が別に定める基準として「学長に求められる資質・能力」を定め、これに基づき学長の選考を行わなければならないこととしている。 ・令和3年10月1日から就任した現学長の選考では、令和2年10月から開始した学長選考手続きにおいて、意向投票によることなく、学長候補者が掲げた所信及び学長に求められる資質・能力を有しているかを念頭に、候補者ヒアリングを重ねた上で、令和3年3月10日に学長選考会議(当時)が次期学長候補者を選出した。 ・また、基準のほか、学長候補者を選考した理由及び選考の過程を付記した選考結果を、本学公式Webサイトに掲載することにより公表している。
	<u>国立大学法人信州大学学長選考規程</u> 信州大学公式Webサイト「学長選考・監察会議
補充原則3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無	・学長の任期については、国立大学法人法第15条第1項において、「二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。」となっており、本法人においては「国立大学法人信州大学学長の任期に関する規程」で、任期を6年とし、再任できないと定めている。任期については、以前は「学長の任期は、4年とする」「1回に限り再任されることができる。この場合において、学長の任期は2年とする。」と定めていたが、時代の変化が早くなり、大学を巡る環境も変わりつつある中、より一貫した学長のリーダーシップを重視し、中期目標期間との整合性を図ることから、適切な期間として6年を任期として、平成26年12月に規程改正を行った。
	・また、再任の可否については、4年では学長が立てた公約の結果を出すことが難しいこと、4年目の再選時の選考に学長が精力を使うことが多く弊害が多いこと等の学長選考会議(当時)の検討結果から、現行の6年1期のみの任期(但し、在任期間が3年を経過した時点で学長の業務執行状況について評価すること)としている。任期途中で学長が不在となった場合の取り扱いについては、学長選考・監察会議が通常の手続きで次期学長を選考し、その学長が同じく一貫したリーダーシップを発揮して6年の任期を全うできるよう、前任者の残任期間は考慮しないこととしている。・学長の任期・再任の可否についてはWEBサイト「学長選考・監察会議」において公表している。
	国立大学法人信州大学学長の任期に関する規程 信州大学公式Webサイト「学長選考・監察会議」学長の任期・再任の可否について
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き	「国立大学法人信州大学における学長の解任の申出に関する規程」を制定し、信州大学 規則集に掲載することにより公表している。
	国立大学法人信州大学における学長の解任の申出に関する規程
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果	「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程」において、学長選考・監察会議は、学長の業務執行の状況について、毎年定期的に確認を行うとともに、必要に応じて学長に支援及び助言を行うこととしている。また、学長選考・監察会議は、学長の在任期間が3年を経過した時点において、業務執行の状況について評価を行うこととしている。
	このように規程に明記するとともに、実際に業務を遂行している。なお、当該評価結果は、本学公式Webサイトに掲載することにより公表している。 (職務) 第2条
	3 学長選考・監察会議は、学長の在任期間が3年を経過した時点において、業務執行の 状況について評価を行う。
	国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程 信州大学公式Webサイト「学長選考・監察会議(学長の業務執行状況評価書の公表)」

E Dil O	
原則3-3-4学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程」において、学長選考・監察会議の委員は、教育研究評議会から選出された委員(学内委員)及び経営協議会から選出された委員(学外委員)各同数から組織すると定めている。経営協議会からは、学長選考・監察会議の中立性・公正性及び審議の継続性を確保し、行政や企業、大学等における豊富な経験と深い知見、見識を考慮の上、各委員の経歴を踏まえ9人の委員を選出している。また、教育研究評議会からは、「国立大学法人信州大学学長選考・監察会議における学内委員の選出方法に関する申合せ」(令和4年4月20日国立大学信州大学教育研究評議会承認)に基づき、「学内の均衡を考慮し、学長が指名する理事1人並びに人文学分野、教育学分野、経法学分野、理学分野、医学分野、工学分野、農学分野及び繊維学分野から各1人」の推薦を受けた9人を選出している。このように規程に明記するとともに、本学公式Webサイトに掲載することにより公表している。 国立大学法人信州大学学長選考・監察会議規程信州大学公式Webサイト「学長選考・監察会議」
	旧川八丁五八WCU7 I I I T X 医 7
原則3-3-5 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由	・学長選考・監察会議は、毎年学長の業務執行状況の確認を行い、それに基づく支援や助言、評価を通じ信州大学が最も経営力を発揮できる体制の在り方を十分に検討している。なお、「大学総括理事」を置いていない。
基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体 制及び見直しの状況	・本学においては、2030年に向けたグランドデザインとして、教育・研究・社会貢献・グローバル・大学運営・医療に係る「信州大学長期ビジョン"VISION2030"」を作成し、公表しているとともに、執行部取り組出でが、学生・卒業等の各「信州大学改革等の各「信州大学のよう」に前庭AR」を策定し、教務職員だけでなく、学生・卒業生・保護者・関係企業等の各種ステークホルダーに情報を発信している。さらに、信州大学の特色ある教育、研究、社会貢献、国際学術交流、医療活動等の非財務情報と、決現在・未来にわたり信州大学がどのように価値を創造していくかを紹介にる。法現在・未来にわたり信州大学がどのように価値を創造していくかを紹介をる情報と、原則4ー1の実施内容に記載のとおり、Webサイトの情報公開のページを中心に、また、様々な活動については、国的別・ステークホルダーの皆さまに、過合報告・原則4ー1の実施内容に記載のとおり、Webサイトの情報公開のページを中心に、また、様々な活動については、目的別・ステークホルダーのといる。「新報の公園とおり、Webサイトの情報公開のページを中心に、また、様々な活動については、目的別・ステークホルダー別にそれぞれに適した媒体(メディア)による情報の公会に記載のとおり、Webサイトの情報公開のページを中心に、また、様々な活動については、日間立大学法人信州大学職務の執行が法会貢献活動の安定性・関する基本事項を定めている。表達人経営及び教育方法書」にお合いるの実施、推進のための体制を定とその継続的な見直し、役員及び職員への周知や修の実施、必要なな情報システムの更新を規定している。また、同3条では内部統制システムの整備推進のための体制の決定やモニタリングを行ったのに必要な規程の整備、役員への定期的な報告を確保するといても規定されている。場では、第7年で必要とは、1回立大学法人信州大学における内部統制に関する機能を確保している。上記の運用体制等については、本学公式WEBサイト上で公表している。上記の運用体制等については、本学公式WEBサイト上で公表している。
	<u>「教職員に求められるコンプライアンスの推進」</u>
	国立大学法人信州大学コンプライアンス基本規則
原則4-1 法人経営、教育・研究・社 会貢献活動に係る様々な情 報をわかりやすく公表する 工夫	・学校教育法施行規則第172条の2第1項に定められている大学で広報すべき事項については、本学公式Webサイトの情報公開のページを中心に公表している。 ・本法人の活動状況、教育研究診療事業に要した経費、実施財源、主な事業内容と成果については、「財務諸表等(「事業報告書」、「附属明細書 様式19 開示すべきセグメント情報」)」に掲載し、公式Webサイトで公表している。 ・様々な活動は、目的別・ステークホルダー別に情報を区分し、またクロスメディア化して、それぞれに適した媒体(メディア)を選定のうえ効果的な情報発信を行っている。 信州大学公式Webサイト 「情報公開」

補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・ 方法による公表の実施状況	・本学公式Webサイトはステークホルダー別・目的別に入口を設けており、サイト内検 素機能も追加することで、目的の情報にアクセスしやすいよう構築している。 ・掲載するコンテンツについては、広報室と関係部局が協力して、正確で適切な情報を 随時更新・公表できる体制を構築している。 ・多岐にわたる本学の活動は、目指すゴールを大学の理念・目標や持続可能な社会への 到達目標(SDGの)に照らして、社会的な関心事や影響の大きいもの、独創的・特徴的 な教育・研究、地域や企業との連携、地域での学生の学びなどをコンテンツ化して、本 学公式Webサイト及び英語版公式Webサイト、SNSなどの適した媒体により積極的に情報 発信している。また、刊行物はデジタル冊子としても公表している。 ・国内の報道機関や海外向けサイトへのリリースや記者会見による情報発信も行っている。 ・本学公式Webサイトにて公表する情報は、受験生の方、企業・研究者の方、地域・一 般の方、卒業生の方、保護者の方々など、それぞれの対象者向けにコンテンツを整理して情報を発信している。 ・【デジタル冊子】 https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/media/publications/ ・「大学森内」 ・「大学概要」「大学概要ダイジェスト版」 ・「学部案内」 ・「大学版製」「大学概要ダイジェスト版」 ・「学部製」「大学概要ダイジェスト版」 ・「信州大学展覧」「信州大学統合報告書」 ・「信州大学長期ビジョン"USION2030"」 ・「信州大学と事所で観音では、STAGE / 2025-2027」 ・「信州大学を部所属病院概要」 ・「信大病院21Cハミング」 ・「信大病院21Cハミング」 ・「信大病院21Cハミング」 ・「信大病院21Cハミング」 ・「信大時に対していまング」 ・「指表院に対していまング」 ・「指表院に対していまング」 ・「ないのでは、STAGE / 2025-2027」 ・「信大病院21Cハミング」 ・「指表院に対していまング」 ・「指表院に対していまング」 ・「指表院院21Cハミング」 ・「おいるのでははないないないないないないないないないないないないないないないないないないな
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報	学生が大学で身に付けることができる能力として「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」を大学全体及び各学部・研究科で策定している。 「学位授与の方針」の達成のため、教育課程の編成、教育内容・方法、学修成果の評価等を定めた「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」を大学全体及び各学部・研究科で策定し、カリキュラム・ポリシーに基づいてカリキュラムを編成し、授業を実施している。 学生の満足度については、教育課程等の改善、施設及び設備、学生支援の質の向上に資することを目的に、各学部・研究科において「卒業時・修了時アンケート」を毎年度実施している。 学生の進路状況については、各学部・研究科の詳細を作成している。上記の情報については、下記のとおり本学公式Webサイト及び各学部・研究科Webサイトで公表している。 学位授与の方針(ディブロマ・ポリシー)数言課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)投業内容 空業性、取得可能な学位(学部)修了要件、取得可能な学位(大学院)学生満足度調査結果(教育学部、教育学研究科「評価情報」)学生満足度調査結果(経法学部応用経済学科「応用経済学科の教育満足度をみる」)学生満足度調査結果(経法学部応用経済学科「総合法律学科の教育満足度をみる」)学生満足度調査結果(経法学部応用経済学科「総合法律学科の教育満足度をみる」)学生満足度調査結果(医学部、総合理工学研究科理学専攻「卒業生満足度調査結果」)学生満足度調査結果(医学部保健学科「保健学科卒業生の満足度に関する調査結果」)学生満足度調査結果(工学部(大学院会む)「卒業生・修了生満足度調査結果」)学生満足度調査結果(工学部(大学院会む)「卒業生・修了生満足度調査結果(上学部(大学院会む)「卒業生・修了生満足度調査結果(上学生の大学院会社)「中業生・修了生満足度調査結果(上世・大・バス))学生満足度調査結果(総合工学研究科と田キャンバス))学生満足度調査結果(総合工学研究科医科学専攻・保健学専攻)学生満足度調査結果(総合理工学研究科医学専攻・保健学専攻)学生満足度調査結果(総合理工学研究科医学事項、「精致公開」)学生満足度調査結果(総合理工学研究科医学事項、「精致公開」)学生満足度調査結果(総合理工学研究科医学事項、「精致公開」)学生満足度調査結果(総合理工学研究科医学事項、「精致公開」)学生満足度調査結果(総合理工学研究科医学事項、「評価情報」))学生満足度調査結果(総合理工学研究科医学事項、「評価情報」))学生満足度調査結果(総合理工学研究科医学事項、「評価情報」)

		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報
		- 法人に関する情報
		https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/disclosure/corporation/
		・大学概要・大学案内等_デジタル冊子(刊行物一式)
		https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/media/publications/
1		■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		・信州大学医学部附属病院について
日中に至りて五衣事項		https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/
		・病院長選考
		https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/hd-selection.php
		 ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報
		· 国立大学法人信州大学医療安全監査委員会
		https://wwwhp.md.shinshu-u.ac.jp/overview/kansaiinkai.php
		inceps.//www.np.mu.sninsnu-u.ac.jp/overview/kansannkai.pnp